

平成30年度東京都税制調査会
第2回 小委員会

[第1回小委員会の追加資料]

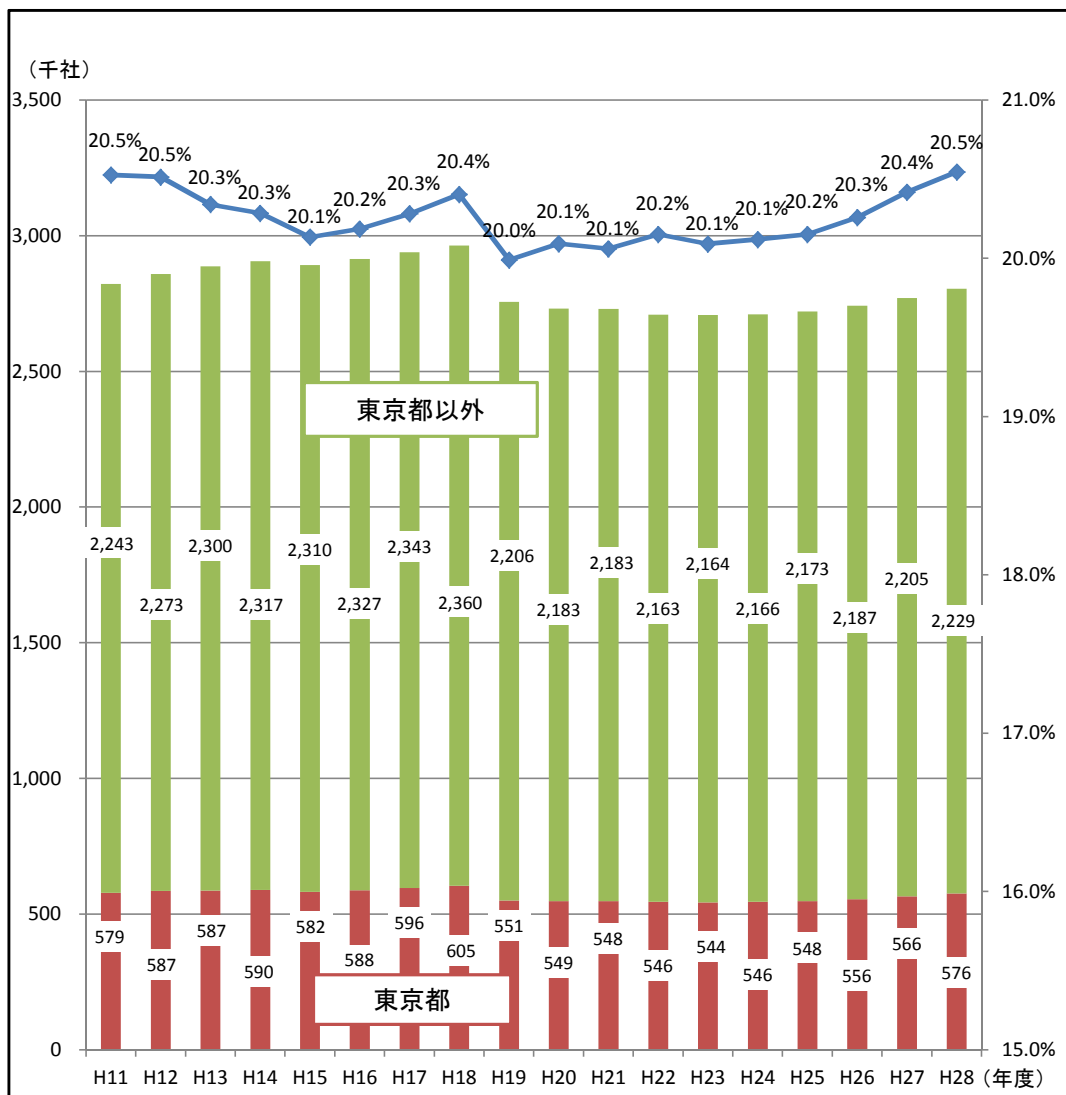
平成30年7月20日

「第1回小委員会の追加資料」 目次

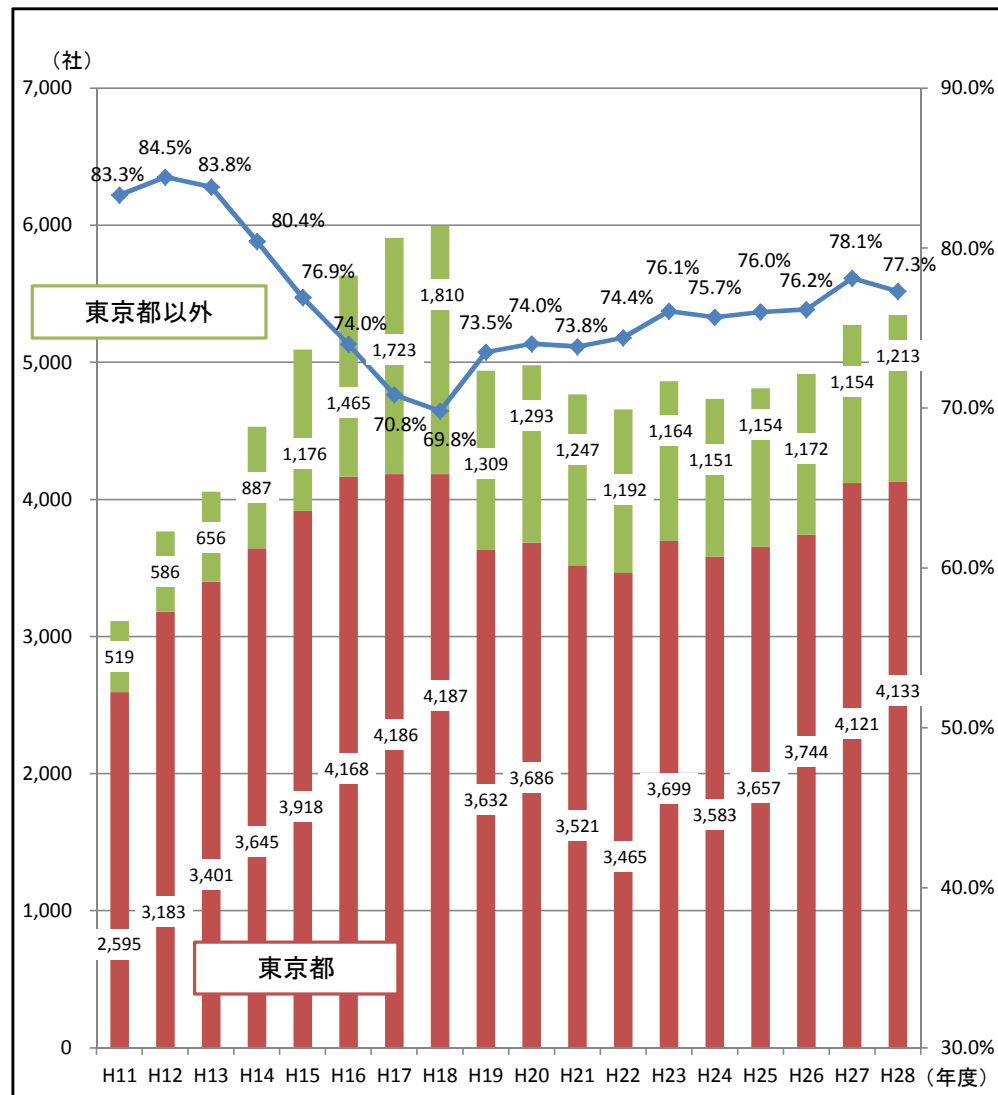
資料名	頁
法人の数の推移	1
法人の所得金額の推移	2
申告法人の所得金額に占める外国法人の所得金額の推移（全国・東京都）	3
業種別法人事業税の状況	4
業種別法人県民税（法人税割額）の状況	5
業種別法人事業税収額の推移	6
業種別法人県民税収額の推移	7

法人の数の推移

○ 申告法人の数



○ うち外国法人の数



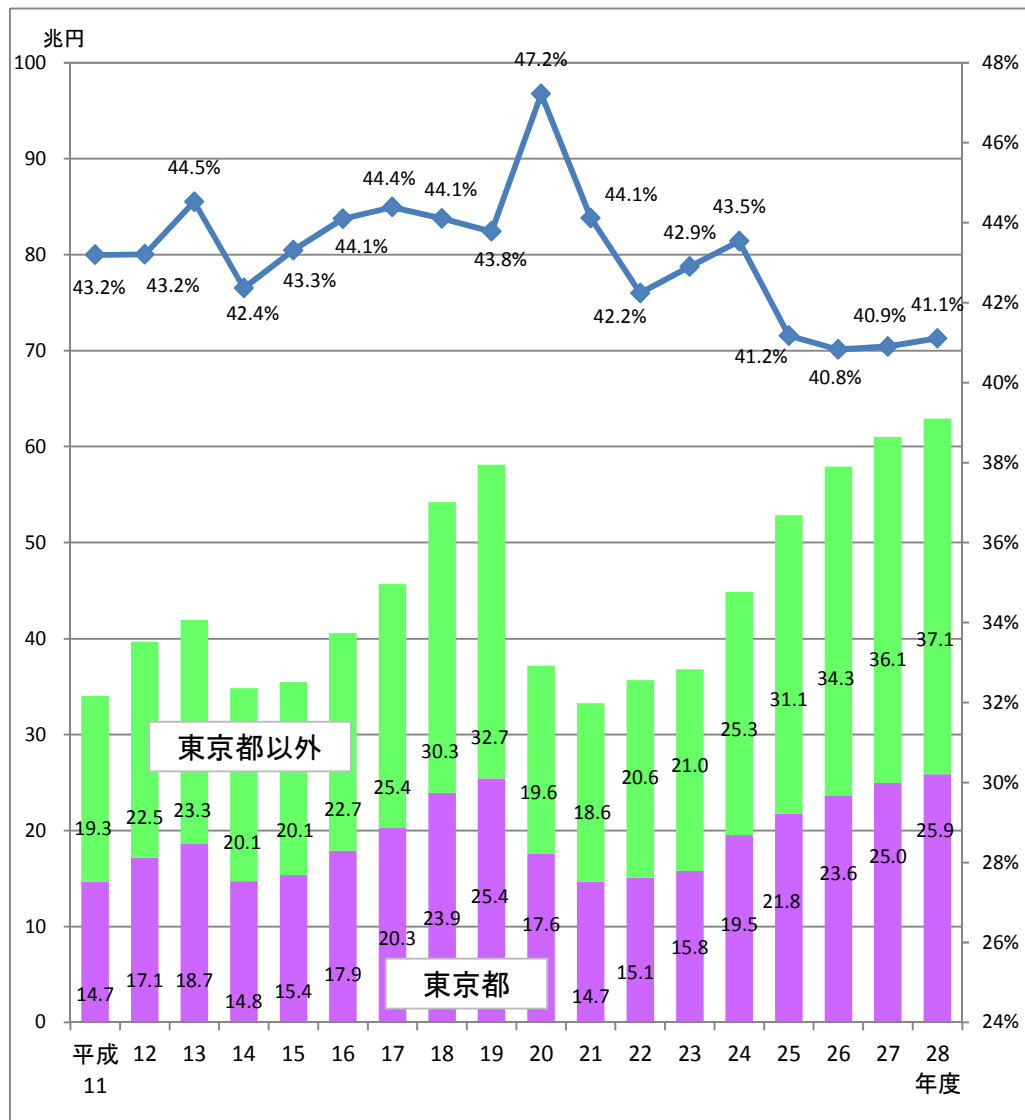
注1 国税庁「統計年報」(統計表)第Ⅱ編直接国税編 4法人税 4-1課税状況(6)都道府県別の法人数、所得金額より作成。

2 平成18年分以前については、各年2月1日から翌年1月31日までの間に終了した事業年度について、翌年6月30日現在の事績を「法人税事務整理票(申告書及び決議書)」に基づいて作成している。平成19年度以後については、各年4月1日から翌年3月31日までの間に終了した事業年度について、確定申告のあった事業年度数を法人単位に集約した件数を示している。また、連結申告を行った法人は1グループを1社として集計している。

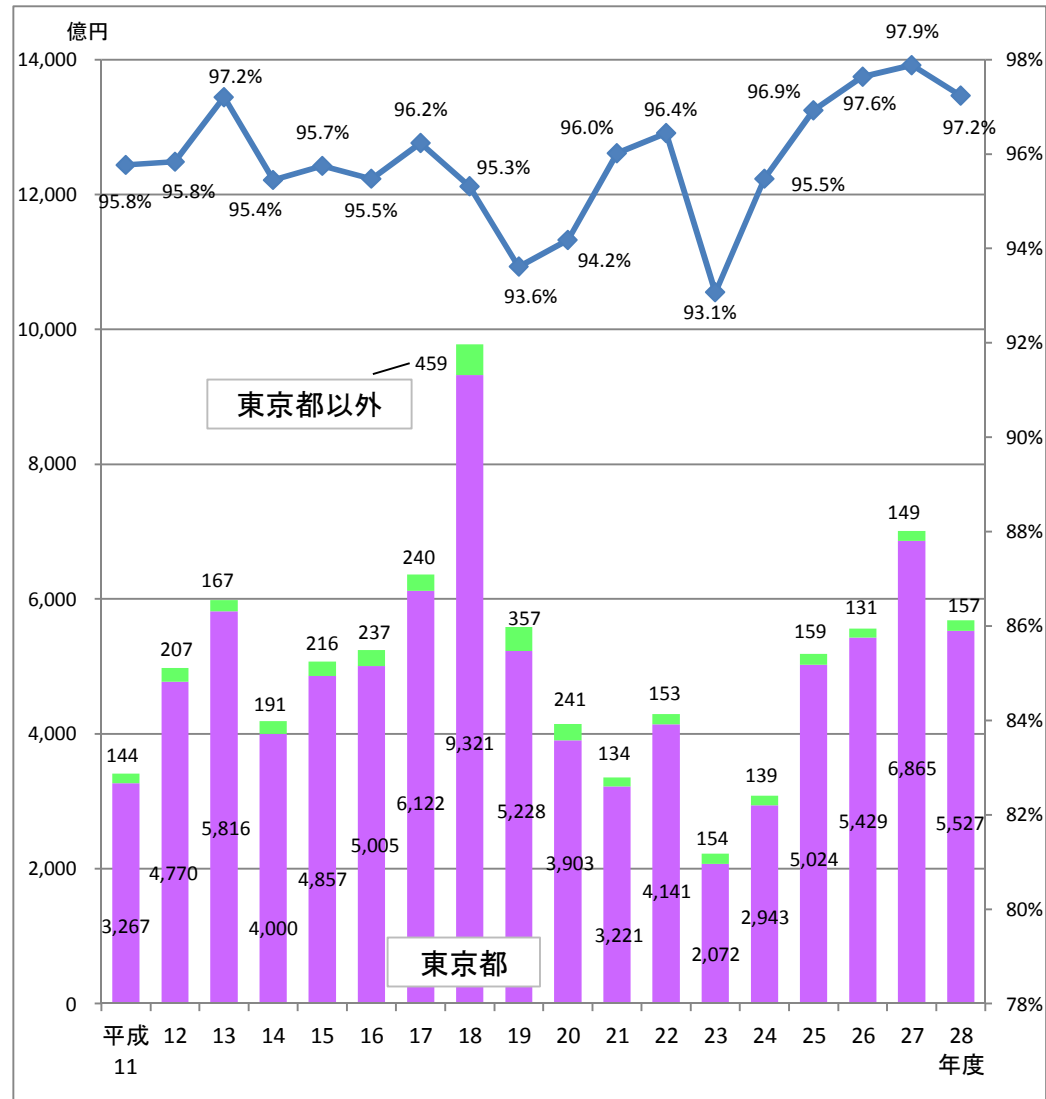
3 折れ線は全国に占める東京都の割合を示す。

法人の所得金額の推移

○ 申告法人の所得金額



○ うち外国法人の所得金額

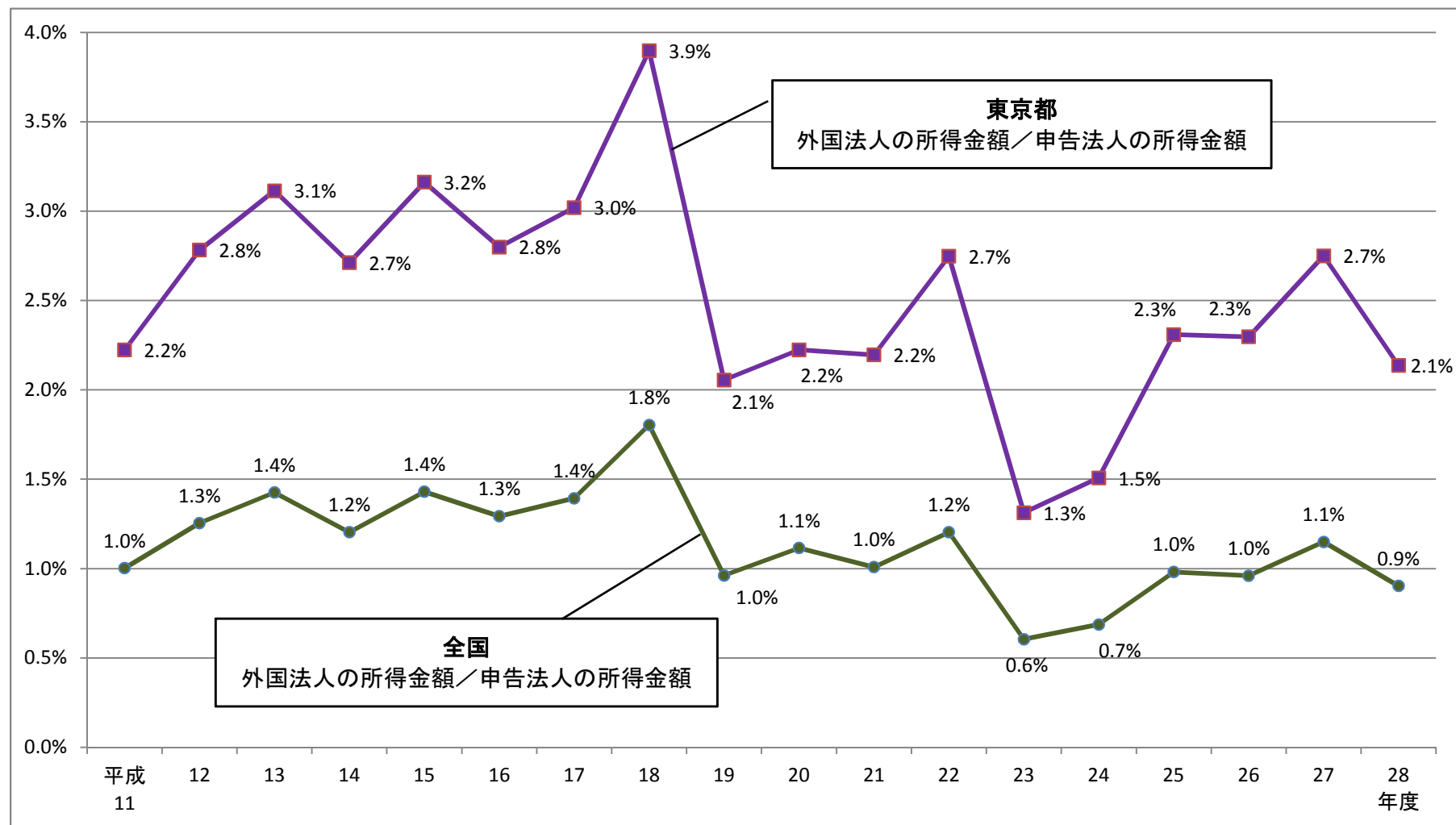


注1 国税庁「統計年報」(法人税)第Ⅱ編直接国税編 4法人税 4-1課税状況(6)都道府県別の申告法人に係る所得金額より作成。

2 平成18年分以前については、各年2月1日から翌年1月31日までの間に終了した事業年度について翌年6月30日現在の事績を「法人税事務整理票(申告書及び決議書)」に基づき集計しており、平成19年度以後については、各年4月1日から翌年3月31日までの間に終了した事業年度について翌年7月30日までに申告のあった事績及び各年7月1日から翌年6月30日までの間に処理した事績を「法人税事務整理表(申告書及び決議書)」に基づき集計している。

3 折れ線は全国に占める東京都の割合を示す。

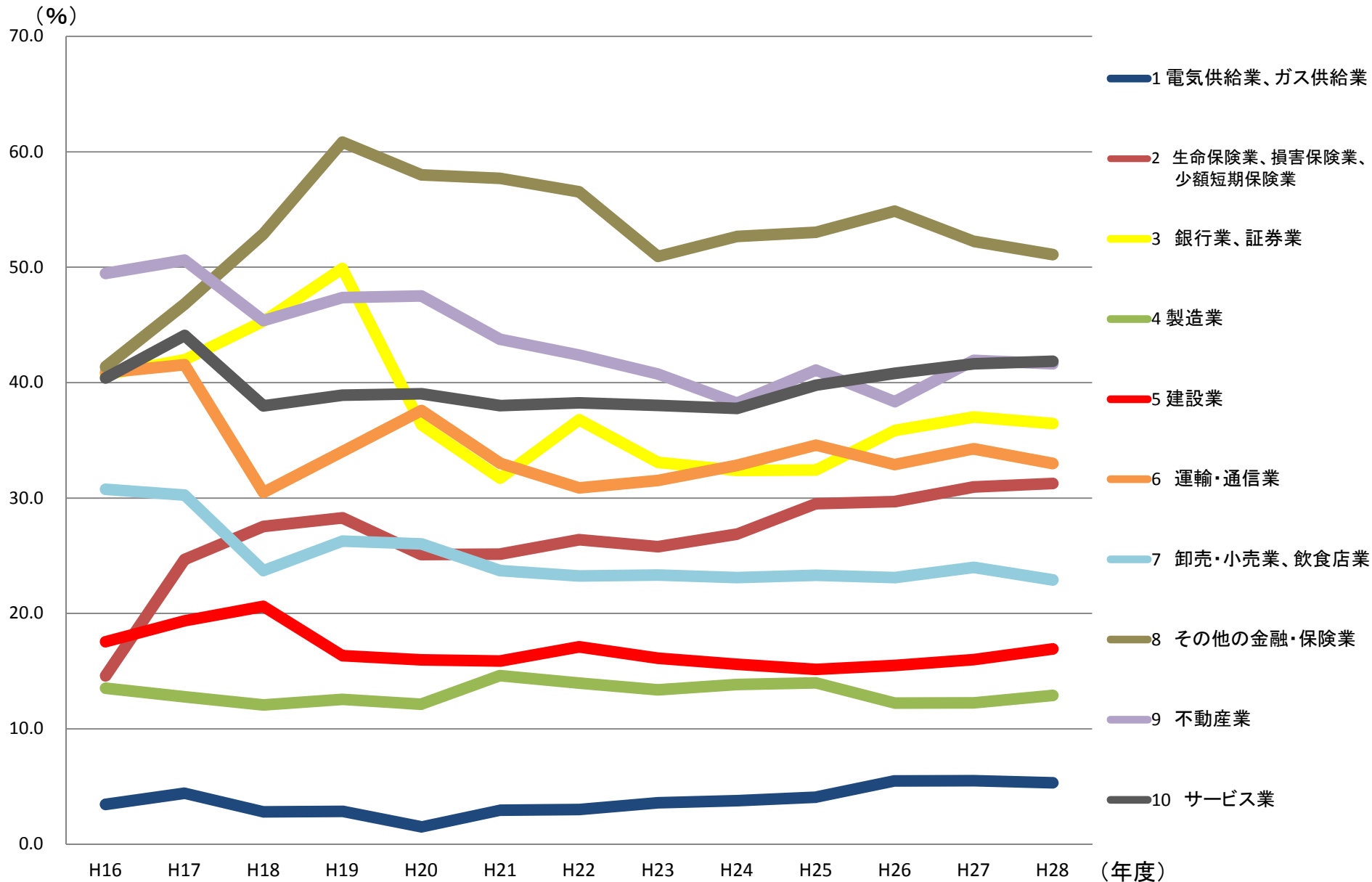
申告法人の所得金額に占める外国法人の所得金額の推移(全国・東京都)



注1 国税庁「統計年報」(法人税)第Ⅱ編直接国税編 4法人税 4-1課税状況(6)都道府県別の申告法人に係る所得金額より作成。

2 平成18年分以前については、各年2月1日から翌年1月31日までの間に終了した事業年度について翌年6月30日現在の事績を「法人税事務整理票(申告書及び決議書)」に基づき集計しており、平成19年度以後については、各年4月1日から翌年3月31日までの間に終了した事業年度について翌年7月30日までに申告のあった事績及び各年7月1日から翌年6月30日までの間に処理した事績を「法人税事務整理表(申告書及び決議書)」に基づき集計している。

業種別法人事業税の状況

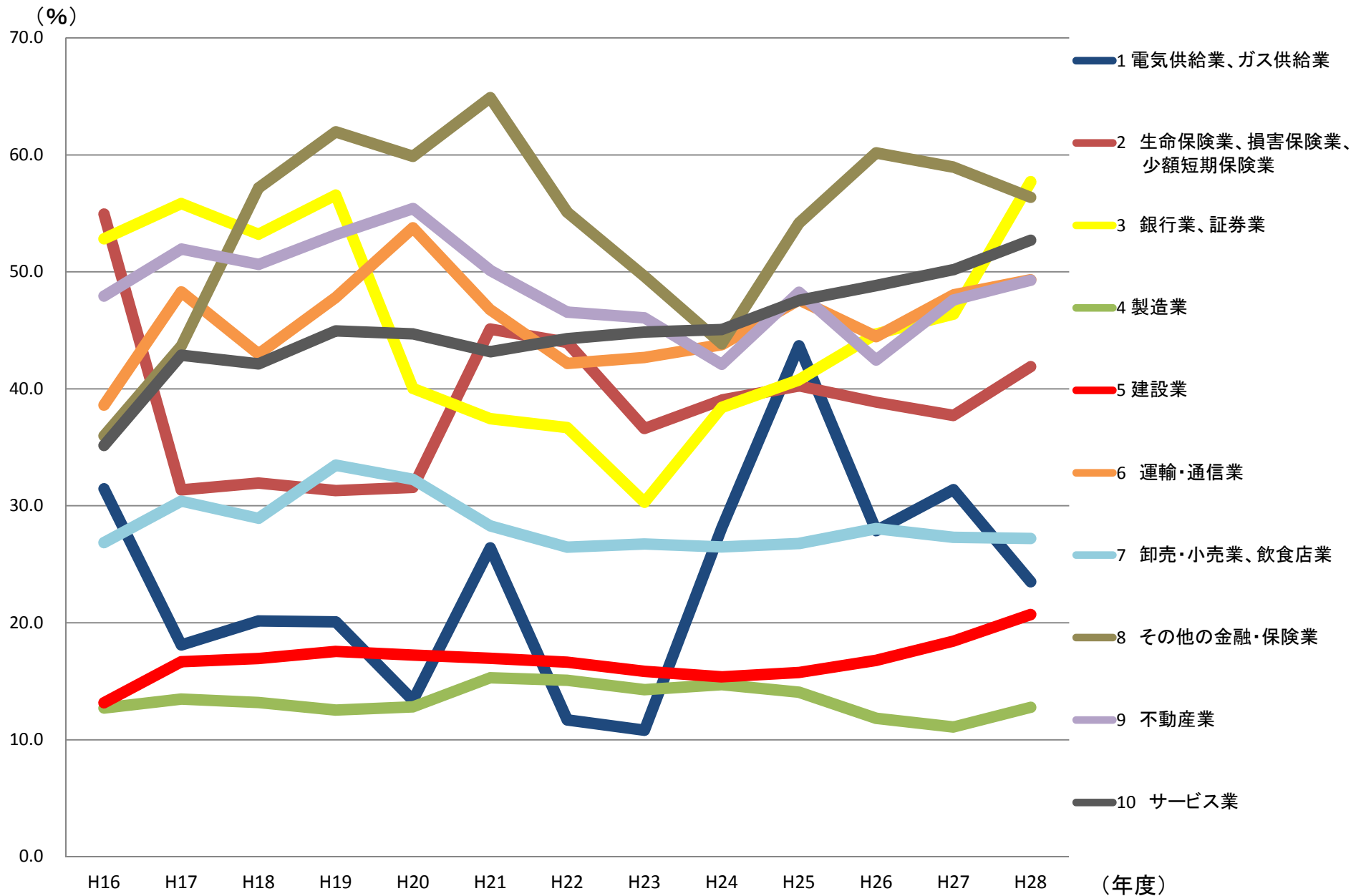


注1 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」(平成16年度～平成28年度)等より作成。

2 非外形法人(収入金額課税、所得課税)及び外形法人(所得割額、付加価値割額、資本割額)を全て合算して算出。

3 全国に占める東京都の割合を示す。

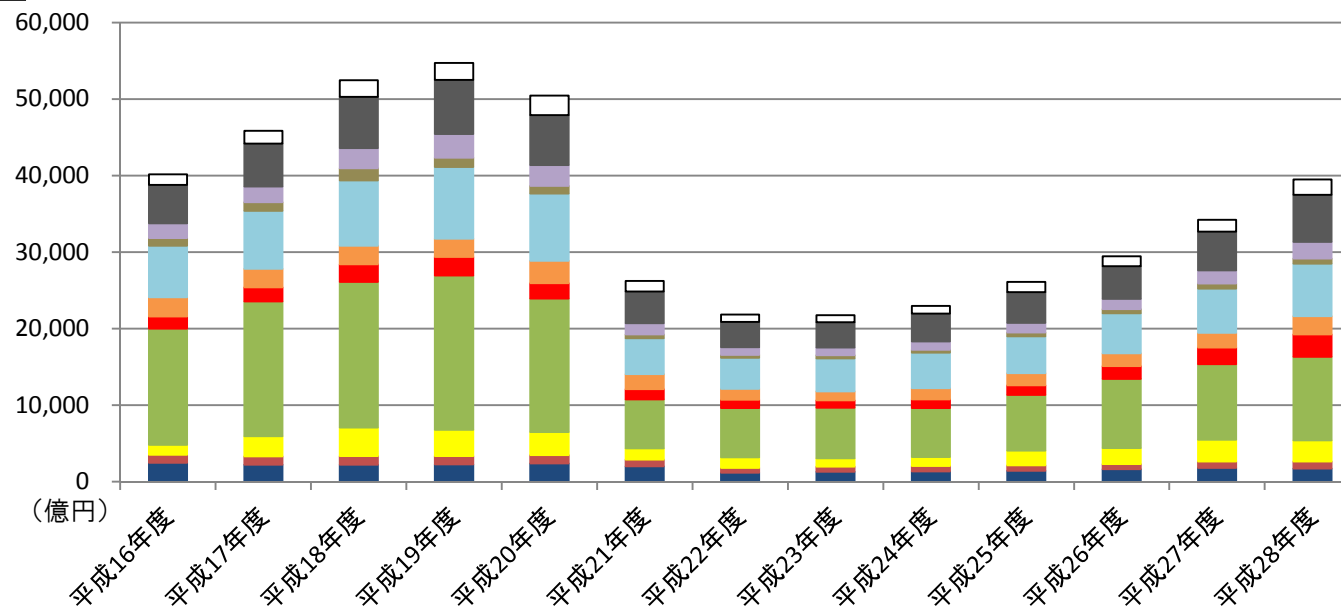
業種別法人県民税（法人税割額）の状況



注 1 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」（平成16年度～平成28年度）等より作成。
 2 全国に占める東京都の割合を示す。

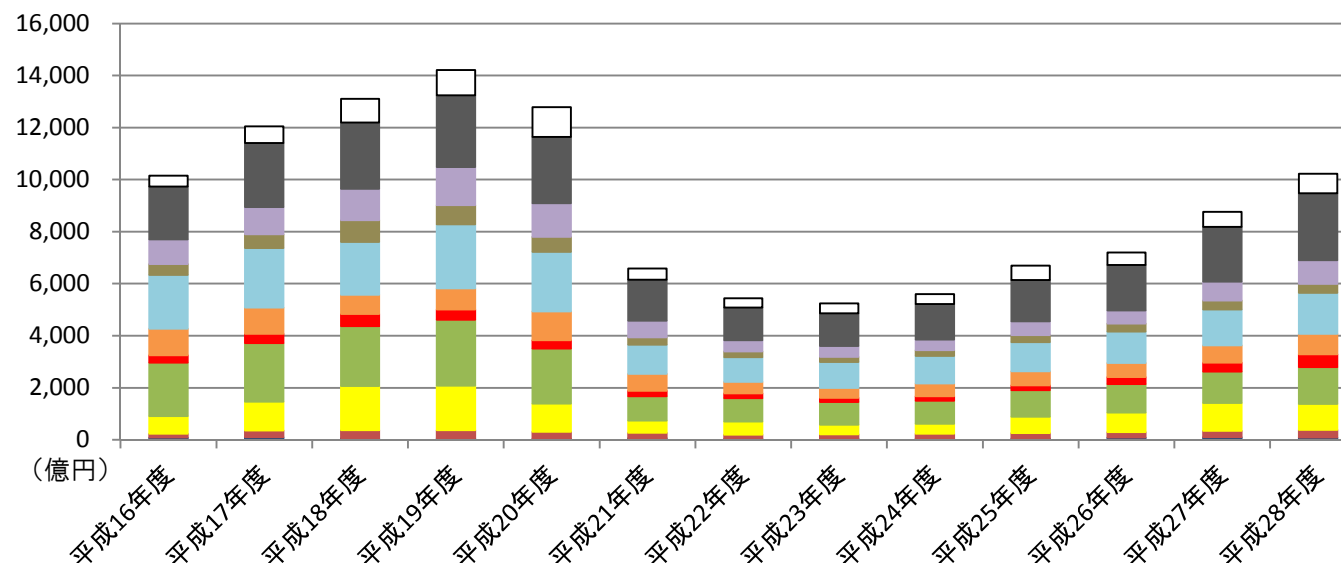
業種別法人事業税収額の推移

全国



- 11 その他
- 10 サービス業
- 09 不動産業
- 08 その他の金融・保険業
- 07 卸売・小売業、飲食店業
- 06 運輸・通信業
- 05 建設業
- 04 製造業
- 03 銀行業、証券業
- 02 生命保険業、損害保険業、少額短期保険業
- 01 電気供給業、ガス供給業

東京都

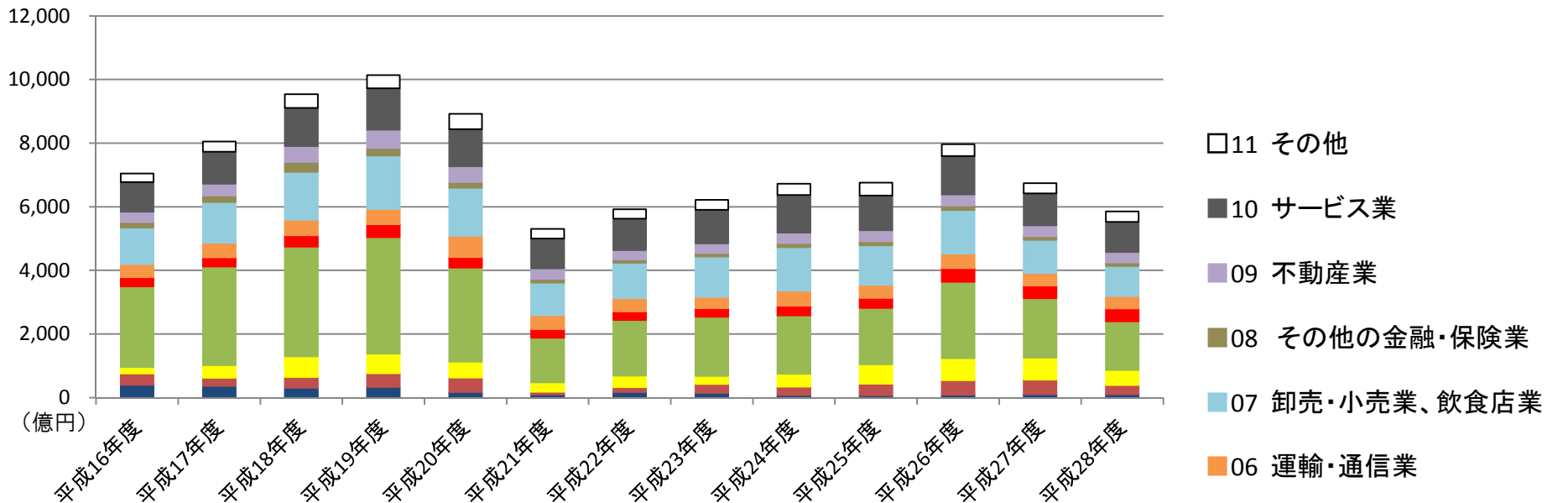


注1 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」(平成16年度～平成28年度)等より作成。

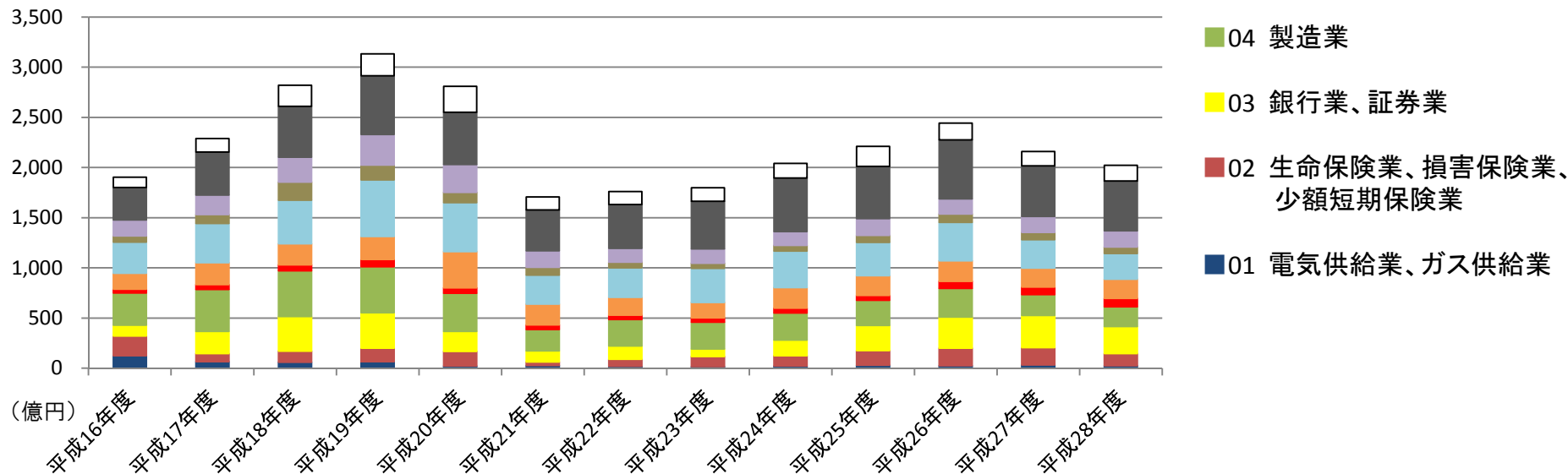
注2 税収は、超過課税分を含む。

業種別法人県民税収額の推移

全国



東京都



注1 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」(平成16年度～平成28年度)等より作成。

注2 税収は、超過課税分を含む。